

令和3年1月27日の官報に、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(令和2年8月31日厚生労働省告示第304号)」に対する原稿誤りの正誤が掲載されました。

官報正誤の内容については以下の通りです。

正							
<p>診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表VIの002から006までの改正規定については、同年十月一日から適用する。</p>							
改正前				改正後			
別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品名	単位	材料価格	別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品名	単位	材料価格
	001 (略)				001 (略)		
	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(JIS適合品)	1g	4,766円		002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(JIS適合品)	1g	4,374円
	003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用(JIS適合品)	1g	5,050円		003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用(JIS適合品)	1g	4,658円
	004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1g	5,422円		004 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1g	5,030円
	005 歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	1g	4,982円		005 歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	1g	4,590円
誤							
<p>診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表VIの006の改正規定については、同年十月一日から適用する。</p>							
改正前				改正後			
別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品名	単位	材料価格	別表 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	品名	単位	材料価格
	001~005 (略)				001~005 (略)		